

阿波っ子応援券サービス提供者の手引



阿波市 健康福祉部 子育て支援課

目次

- ◆ 1. 阿波っ子応援券事業の概要
 - (1) 阿波っ子応援券事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 阿波っ子応援券の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 阿波っ子応援券の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (4) 阿波っ子応援券の有効期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (5) 阿波っ子応援券の利用について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (6) 阿波っ子応援券を利用できるサービスの内容・・・・・・・・ 4

- ◆ 2. 登録事業者の登録申請等の手続
 - (1) 登録申請手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 登録事業者・サービス内容の承認に関する基準・・・・・・・・ 6
 - (3) 対象サービスの一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (4) 登録手続に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (5) 登録内容の変更・廃止（休止）の手続・・・・・・・・・・ 8
 - (6) 登録承認の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (7) 各種届出様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- ◆ 3. 応援券の精算方法
 - (1) 応援券の受取方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 応援券への記入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 市への請求方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- ◆ 4. 償還払い請求への対応
 - (1) 償還払いの対象となる領収書記載の仕方・・・・・・・・・・ 14

1. 阿波っ子応援券事業の概要

(1) 阿波っ子応援券事業の目的

出産により、生活環境が変化し精神的、経済的に不安定な子育て世帯が、子育てを楽しむ余裕を持ち、子どもと向き合えるよう、0歳、1歳、2歳の誕生日ごとに子育てに必要な生活用品の購入等に使用できる「阿波っ子応援券」（以下「応援券」という。）を交付することにより、子育て世帯の精神的及び経済的負担の軽減及び、地域経済の活性化を図ります。

(2) 阿波っ子応援券の対象者

- ・交付対象者：対象児童と同居し、養育する保護者
- ・対象児童：事業年度に出生した児童、1歳・2歳の誕生日を迎える児童

令和7年度発行分

対象年齢	生年月日の範囲
0歳	令和7年4月1日～令和8年3月31日
1歳	令和6年4月1日～令和7年3月31日
2歳	令和5年4月1日～令和6年3月31日

(3) 応援券の金額

対象となる子ども1人につき15,000円/年度（500円券×30枚綴）

（例） 0歳が1人、2歳が1人いる世帯 ➡ 30,000円（2人分）

第2子以降も同額（15,000円）です。

(4) 阿波っ子応援券の有効期限

対象年齢が 0～2 歳の児童 原則、誕生日から次の誕生日の前日

(例) 令和 7 月 5 月 1 日に出生した児童の場合

有効期限 令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日

(5) 阿波っ子応援券の利用について

応援券は 500 円券が 30 枚綴りの冊子となっています。

応援券の対象となるサービスを利用した際、次の 2 通りの支払方法のいずれかで支払います。

応援券現物払の場合

利用料を応援券で支払います。

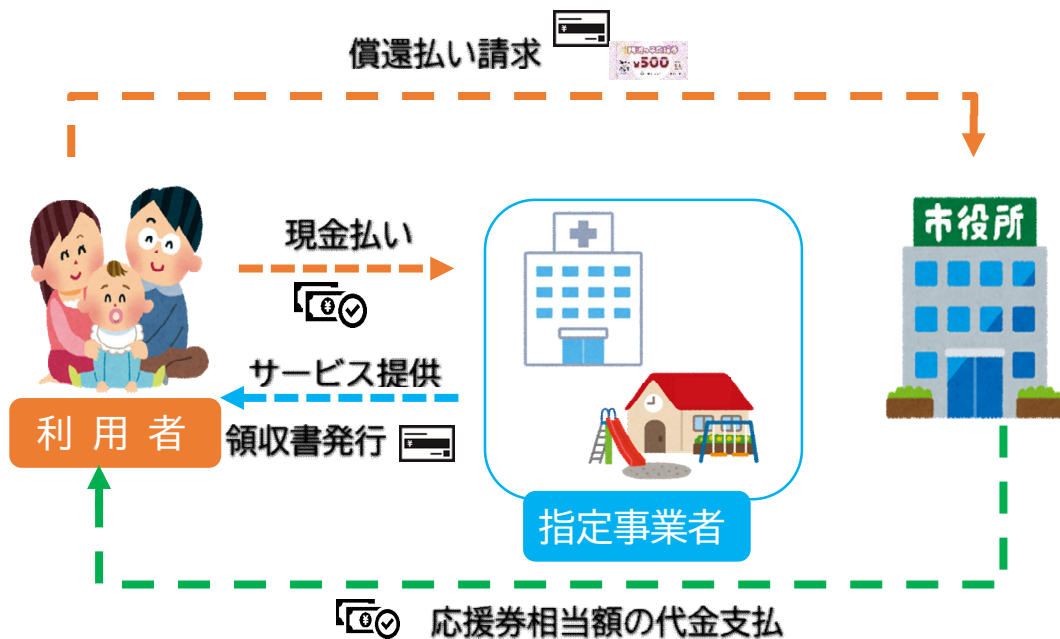
500 円券で足りない端数がある場合は現金を足して支払います。



償還払の場合（阿波市外医療機関・阿波市外歯科医療機関

阿波市内の認定こども園のみ）

利用料を現金で支払います。利用者は事業者から領収書を受け取り、市へ領収書と応援券を提出して口座に振り込んでもらいます。



◎ 登録事業者とは

阿波っ子応援券の対象サービスを提供する市内事業者で、事前に阿波市へ登録申請を行い、承認を受けた事業者になります。経営形態は法人だけではなく、任意団体や個人事業主でも可能です。登録申請については、4ページ 2. 登録事業者の登録申請等の手続からご確認ください。

◎ 指定事業者とは

乳幼児が受けるインフルエンザやおたふく風邪の予防接種を実施する医療機関、フッ化物塗布や口腔用品の販売を実施する歯科医療機関、乳幼児が利用できる一時預かり事業を実施する市内に設置の認定こども園となります。指定事業者は登録申請の必要はありません。

(6) 阿波っ子応援券を利用できるサービスの内容

☆ 予防接種

県内の医療機関が実施している乳幼児が受ける任意の予防接種（インフルエンザやおたふく風邪）を対象とします。

☆ フッ化物塗布及び口腔用品の販売

県内の歯科医療機関が実施している乳幼児が受けるフッ化物塗布（保険外診療のみ）及び同機関が販売する乳幼児のための口腔用品を対象とします。

☆ こどもを預かるサービス

市内の認定こども園などが実施する一時預かり事業や病児病後児保育を実施している医療機関の利用料を対象とします。

☆ 保護者を支援するサービス

育児援助として代わりにお迎えや預かりを行う阿波市ファミリー・サポート・センターの利用料や、安心して育児をできるように、食事の準備や買い物などの家事支援など実施する子育て応援ヘルパー派遣利用料を対象とします。

☆ 公衆浴場

乳幼児とその家族が入浴できる施設の利用料を対象とします。

☆ 乳幼児が利用するものの販売

乳幼児が利用するオムツやミルク、読み聞かせ絵本などの購入費用を対象とします。

☆ 食事宅配サービス

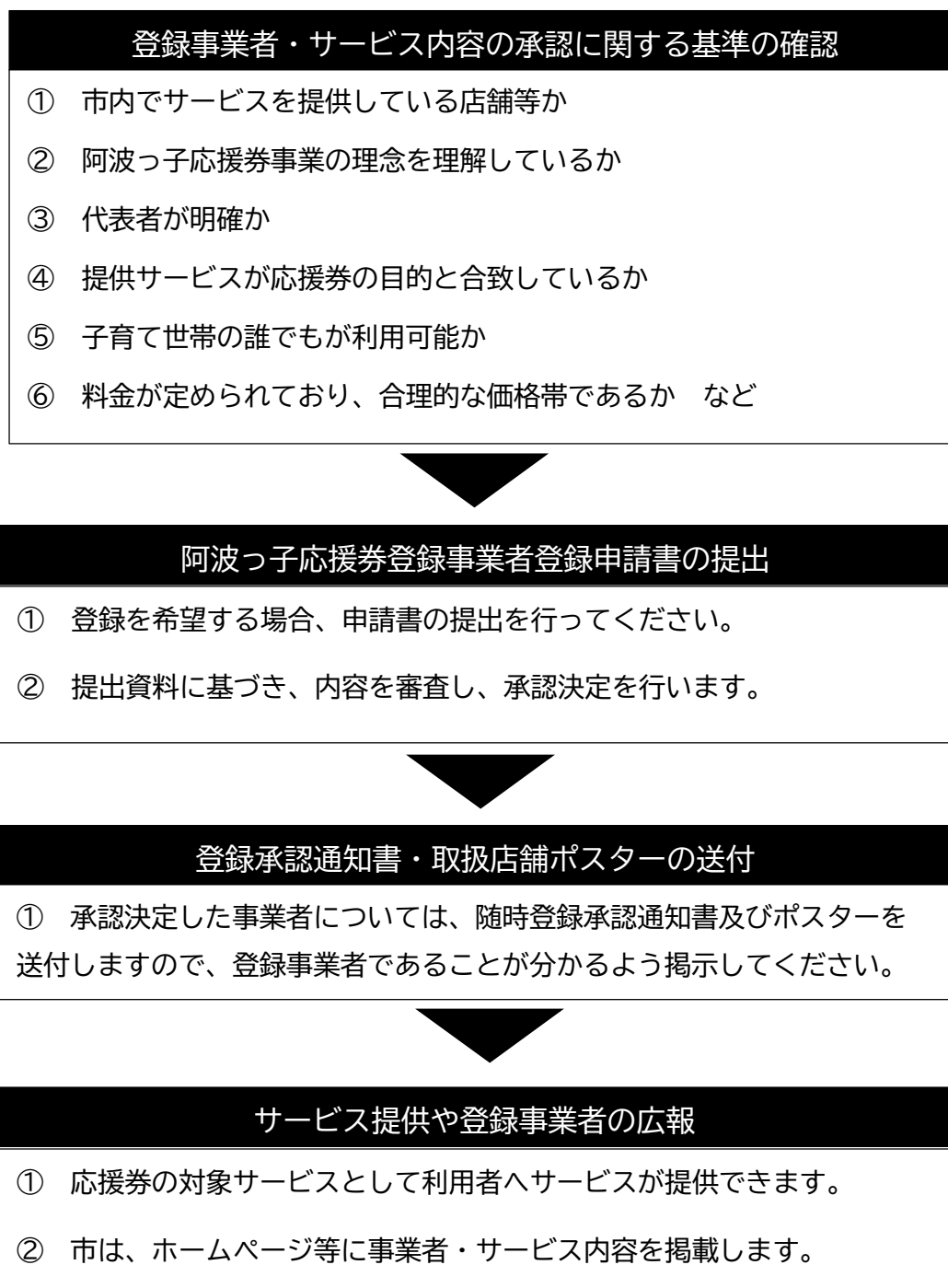
日常の育児や家事により、自分の食事がおろそかになりがちなお母さんなどが無理なく食事をとるため、お弁当などを、自宅まで、宅配する費用を対象とします。

2. 登録事業者の登録申請等の手続

阿波っ子応援券の登録事業者として登録するには、「登録事業者・サービス内容の承認に関する基準」を満たし、市の承認を受ける必要があります。

なお、登録に際して費用はかかりません。

(1) 登録申請の流れ



(2) 登録事業者・サービス内容の承認に関する基準

1 目的

阿波っ子応援券事業について、登録事業者として新たに承認する場合又は提供するサービスメニューを新たに加える場合の承認に関する基準を定める。

2 登録事業者・サービス内容の承認に関する基準

(1) 登録事業者の承認に関する基準

登録事業者として承認するときの基準を次のとおり定める。

① 登録できる事業者は、市内でサービスを提供する事業者とする。
② 応援券の提供サービスとするにふさわしく、未来ある子どもの健やかな成長のためのサービス、また、精神的、経済的に不安定な子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子育てを楽しむ余裕や子どもと向き合える環境づくりを支援するサービスという事業の理念を理解した事業者であること。
③ 代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれること。
④ 同一事業者で複数店舗がある場合は、店舗ごとに申請すること。
⑤ 個人情報保護について十分配慮していること。
⑥ 関係法令等を遵守し、法令等により定められた許可、認可、免許等を取得、届出を行うこと。

なお、市は、事業者の実施するサービスや活動がこの基準及び応援券の目的に反する場合は、事業者の登録を取り消すことができる。

(2) サービス内容の承認に関する基準

サービスを登録するときの基準を次のとおり定める。

① 提供するサービスや販売物等の内容が応援券の目的に合致しているサービスであること。
② 特定の個人や団体を対象とせず、子育て世帯の誰でも利用可能なサービスであること。
③ サービスの対価として設定される利用料が、1時間、1個、1回又は1日などの単位ごとに設定され、合理的な価格設定であること。

④子どもの成長や子育て家庭への支援の視点に適ったサービス提供であること。

⑤その他この基準にないサービスについては、個々の事例によって判断する。

なお、市は、実施する事業又は実施した事業の内容が、この基準及び応援券の目的に反する場合は、サービスの登録を取り消すことができる。

(3) 対象サービスの一覧表

子育て支援サービス	サービス提供者	登録要否
予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ）	県内医療機関	不要（指定事業者）
フッ化物塗布（保険外診療） 口腔用品の販売	県内歯科医療機関	不要（指定事業者）
一時預かり事業	市内のこども園、子育て支援センター委託業者	必要（登録事業者） こども園は不要
病児病後児保育事業	市内病児病後児保育実施医療機関	必要（登録事業者）
ファミリー・サポート・センター事業	阿波市ファミリー・サポート・センター	必要（登録事業者）
育児・家事支援	阿波市社会福祉協議会	必要（登録事業者）
公衆浴場	市内登録事業者	必要（登録事業者）
児童が利用するものの販売	市内登録事業者	必要（登録事業者）
食事宅配サービス	市内登録事業者	必要（登録事業者）
その他市長が認めるサービス	市内登録事業者	必要（登録事業者）

(4) 登録手続に必要な書類

- ① 阿波っ子応援券事業登録事業者登録申請書
- ② 対象サービスの内容の分かる書類・写真等
- ③ 振込先金融機関の確認できる書類

(5) 登録内容の変更・廃止（休止）の手続

登録時に申請した内容に変更がある場合は、対象サービス変更申請書又は登録内容変更届の提出が必要です。登録を廃止又は休止する場合は、登録事業者登録廃止（休止）届の提出が必要です。

上記の届を提出する場合は、次の添付書類が必要です。

事由	内容	必要な書類
対象サービス変更・追加	◎対象サービスを変更する場合（追加・一部抹消）	・阿波っ子応援券事業対象サービス変更申請書 ・対象サービスの内容が分かる書類・写真（追加の場合）
登録内容の変更	①事業者名の変更 ②住所又は所在地の変更 ③代表者名の変更 ④登録店舗名の変更 ⑤責任者・担当者の変更 ⑥連絡先の変更 ⑦口座・名義人の変更	・阿波っ子応援券登録事業者登録申請内容変更届 ・振込先金融機関の口座が確認できる書類など
登録の廃止・休止	◎登録の廃止、休止	・阿波っ子応援券事業登録事業者登録廃止（休止）届

(6) 登録承認の取消し

阿波っ子応援券事業の子育て支援サービス提供者の登録等に関する要領第8条に定める各号のいずれかに該当する場合には、登録事業者の承認を取り消します。

(7) 各種届出様式

各種届出様式は、阿波市ホームページからダウンロードしてください。

3. 応援券の精算方法

(1) 応援券の受取方

- ① 応援券は、表紙のついた冊子の状態で受け取ります。
 - ・切り取った状態で受け取ることはできません。
- ② 応援券の表紙にて、次のことを確認してください。
 - ・使用する日が、有効期間内である。
 - ・使用する児童と表紙に記載の氏名が同じである。



- ③ 応援券を利用枚数分だけ、冊子から切り離し、残りは、利用者に返却します。

※お釣りは出ません。金額以内の応援券を受け取ってください。

※利用者におつり不要と言われたとしても、利用料以上の応援券は、受け取らないでください。

例 1,100円分の利用があった場合

I 2枚の応援券 (500円×2枚=1,000円) + 現金 100円

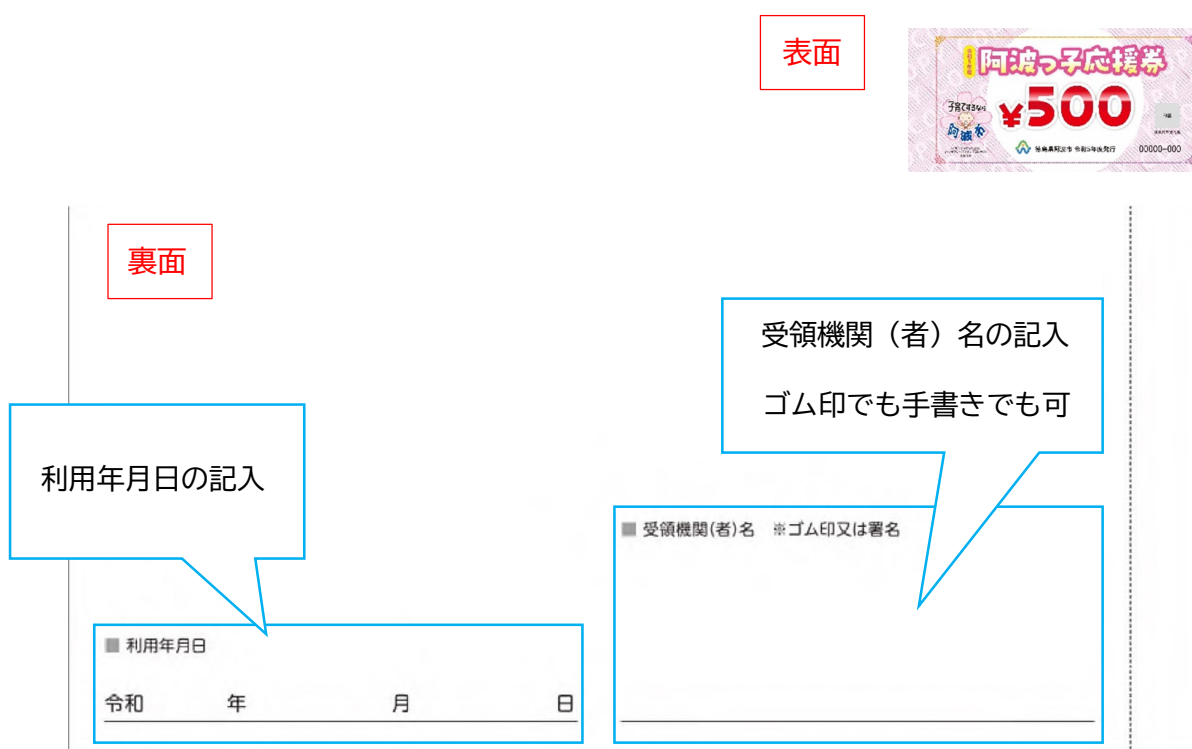
II 1枚の応援券 (500円×1枚=500円) + 現金 600円

(2) 応援券への記入

受領後の応援券への記入は、事業者が行います。

① 応援券単体の場合（応援券裏面に記載欄があります。）

- ・利用年月日の記入
- ・受領機関（者）名の記入（ゴム印でも手書きでも構いません。）



② 応援券冊子の場合（冊子裏面に記載欄があります。）

応援券を冊子ごと提出する場合は、個々の券に記入するのではなく冊子裏面のみ記入してください。

- ・券の枚数と請求金額の記入（切り離さず残っている枚数を記入してください。）
- ・利用年月日の記入
- ・受領機関（者）名の記入（ゴム印でも手書きでも構いません。）

表面



裏面

券の枚数と請求金額記入

受領機関（者）名の記入
ゴム印でも手書きでも可

取扱店舗記入欄

〔換金請求〕本券を冊子ごと提出する場合に

本券を冊子ごと提出する場合は、個々の券に記入する必要はありません。
券の枚数と金額を記入の上、切り離さず提出してください。

■ 請求金額

枚

円

■ 利用年月日

令和

年

月

日

■ 受領機関(者)名 ※ゴム印又は署名

利用年月日の記入

(3) 市への精算方法

① 請求書の記入

様式第1号(第8条関係)

応援券に記入した利用
と同じ月を記入して
ください。

(サービス提供者 → 市提出用)

阿波っ子応援券請求書 () 月分

様

登録申請と同じ内容
を記入し、押印をして
ください。

年 月 日

住所又は所在地

事業者名

代表者名

請求する金額が、下
の応援券利用金額の
合計と合致するか確
認してください。

百万	+	万	千	百	+	円

阿波っ子応援券事業実施要綱第8条の規定により、応援券を添えて上記の金額を請求します。
上記の請求金額を次の口座に振込み願います。

金融機関名	店舗名	預金	口座番号(右詰め)					
		普通 当座						
フリガナ								
口座名義								

番号	利用サービス	応援券 単価①	応援券利 用枚数②	応援券利用金額 (①×②)
1	予防接種(インフルエンザ又はおたふく風邪)	500円	枚	円
2	フッ化物塗布(保険外診療)	500円	枚	円
3	口腔用品の販売	500円	枚	円
4	子どもを預かるサービス	500円	枚	円
5	保護者を支援するサービス	500円	枚	円
6	公衆浴場	500円	枚	円
7	産後ケア事業	500円	枚	円
8	対象乳幼児が利用するものの販売	500円	枚	円
9	食事宅配サービス	500円	枚	円
10	その他市長が認めるサービス	500円	枚	円
	合計			円

利用者が利用したサー
ビス毎に枚数を記入し
てください。

利用枚数に応じて
利用金額を記入して
ください。

② 請求書の提出方法

請求書等の提出については、原則として応援券にて支払を受けた翌月の10日までに提出してください。請求書に受け取った応援券を添えて阿波市役所本庁子育て支援課（1階23番窓口）に持参してください。提出時には、請求書と応援券の枚数を確認します。

提出するもの

- ・阿波っ子応援券請求書（様式第1号）
- ・阿波っ子応援券

③ 支払予定日について

毎月10日までに、請求書を受け取った場合、原則として、同月の25日頃に指定の口座にお振込みさせていただきます。

4. 償還払い請求への対応

(1) 償還払いの対象となる領収書記載の仕方

阿波市が「償還払い」として指定するサービスを提供する事業者については、窓口で応援券を取り扱う必要はありません（例：こども園の一時預かり事業など）。ただし、後日、サービスの利用者が阿波市へ応援券相当額の償還払い請求を行いますので、対象児童の本人確認の上、利用者には次の事項が確認できる領収書を発行してください。

- ① 支払者氏名（親）
- ② 対象児童氏名
- ③ 利用年月日
- ④ サービスを提供した事業者名
- ⑤ サービスの内容
- ⑥ 金額

【領収書等の記載例】

【領収書記載例】

領収書

①支払者氏名(親)
料金を払った親の氏名
又は申請者氏名

阿波 太郎 様
(阿波 次郎 様)

②対象児童氏名
利用した児童を記載し
てください。

③利用年月日
領収日と利用日が異なる場合は、利用日を
追記してください。

令和〇〇年〇月〇日

⑥金額
複数サービスを提供された場合は、応援券
対象の金額が分かるように記載してくだ
さい。

¥ 〇,〇〇〇

②サービス内容
対象サービスが分かるように
記載してください。

但 一時預かり事業 として

④サービスを提供した事業者名

〇〇認定こども園
園長 〇〇 〇〇

印

問い合わせ

阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課

電話 0883-36-6813 FAX 0883-36-5113

E-mail kosodate@awa.i-tokushima.jp